

亀山市立加太小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成29年7月改正
令和2年 4月改正
令和4年11月改正
令和5年 8月改正

I いじめに対する基本的な考え方

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考え方のもと、亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。」「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「亀山市立加太小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

全ての教職員がいじめを自らの問題として切実に受け止め、「いじめられている児童を徹底して守り通す」「嫌がらせやいじわる等の『暴力を伴わないいじめ』であっても見逃すことなく対応する」「いじめを積極的に認知する」「いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である」という意識をもち、いじめ問題に徹底的に取り組む。

いじめをなくすためには、本校の少人数の良さを生かしながら、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考えます。

これらのことを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、児童の相談や支援体制の構築に努める。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校は関係機関や専門家と連携を図り、組織的な対応に努めながら、適切な指導を継続し、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

①未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の把握といじめであるかの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③学校基本方針に基づく各種取組

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直しを行う役割

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りを進めていく。

イ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのな

いよう、一人ひとりに目を向けたきめ細やかな指導、支援を行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

イ 自己肯定感を高められるよう、少人数の良さを生かした体験活動や地域の方との交流、異学年集団の取組などを積極的に設ける。

ウ 全ての児童が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 4月、11月をいじめ防止月間とし、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかチェックするとともに、教職員は適切な指導支援を行う。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また学校における児童の情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や学期1回以上の教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに関して相談しやすい体制を整備するとともに、保健室や職員室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

エ 相談体制の充実

いじめ防止等に関する機関又は団体と連携し、児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口の周知を図る。

また、児童がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等をはじめ、どの教職員にも相談できる体制を整備し充実を図る。

亀山市いじめ等の教育相談窓口

TEL：0595-84-5077 相談日時：月～金（午前9時～午後5時）

- 「いじめ電話相談」 毎日24時間 三重県教育委員会 TEL059-226-3779
- 「24時間SOSダイヤル」 毎日24時間 文部科学省 TEL0120-0-78310

- 「少年相談 110 番」 平日 9:00～17:00 三重県警察 TEL 0120-41-7867
- 「こどもほっとダイヤル」 13:00～21:00 TEL 0800-200-2555
- 「子どもの人権 110 番」 平日 8:30～17:15 法務省 TEL 0120-007-110
- 「こども弁護士ダイヤル」 平日 9:00～17:00 三重弁護士会 TEL 059-224-7950
- 「チャイルドライン MIE」 月～土 16:00～21:00 TEL 0120-99-7777

- ② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換が日常的にできるようにする。

(3) 措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 学校の教職員が、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、当該児童に適切な指導を行う。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。いじめを発見または情報を得たら原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組むとともに、事案を学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ 学校におけるいじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有した後は、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、学校は直ちに所轄警察署に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

エ 必要に応じて、学校におけるいじめ防止対策委員会の方針のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力も得ながら組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め、教育的配慮のもと毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。

⑥ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめ行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、亀山市教育委員会又は学校におけるいじめ防止対策委員会の判断により、更に長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。教職員は被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有のための定期的な委員会を開催

して、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進め、弁護士や精神科医等の関係者と連携することも検討する。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」となされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、学校はいじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要であることの周知を図っていく。保護者には、いじめが絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方について、我が子に責任をもって教えていただき、いじめをしない子どもに育つよう成長支援を行うよう促す。

また、保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心をもち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただく。

いじめの問題が発生した際の対応の過程では、保護者との緊密な連携を図ることが必要で保護者と一致協力して解決に当たる。

さらには、携帯電話や SNS 等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話や SNS 等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルールづくり等と呼びかける。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や亀山市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTA保護者会、学校運営協議会等の機会を利用して、いじめの実態や基本方針等の情報提供を行ったり、学校だよりを通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進していく。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民と連携して、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進する。

更に、学校は、保護者や地域住民と学校行事や地域行事等を通じて交流を深め、地域全体で

児童を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組む。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

① については、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、児童が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数が30日に満たなくても重大事態として迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童生徒が転学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告する。

被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。

決して、被害児童・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠らない。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、直ちに、校長が亀山市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への調査

学校又は教育委員会の調査機関が当該重大事態に関する調査にあたる。重大事態の内容により、鈴鹿児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等への参加要請を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

被害児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童や保護者と協議する。

また、被害児童と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害児童の意向を確認する機会を確保する。

また、児童が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成２６年７月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

（４）被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。説明を行う中で、被害児童・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの

期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童・保護者に対して説明すること。

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童・保護者に対して説明すること。その際、被害児童・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

ア 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。

イ 被害児童・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。

ウ 被害児童・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。

エ 調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。

オ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、以上ア～オまでの事項について、加害児童及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。調査により把握した情報の記録は、亀山市の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ② 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ③ 調査結果については、亀山市長に報告する。
- ④ 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合、当該児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、亀山市長へ報告する。

(6) 再調査

- ① 亀山市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ② 再調査に必要な組織（亀山市いじめ再調査委員会）は、亀山市長が設置する。
- ③ 亀山市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、亀山市長は再調査の結果を議会に報告する。